

令和4年度事業報告の件

令和4年度も新型コロナウイルスと共に存する1年となった。Web会議・Web研修が通常化しており、集合形式とWeb形式のいいとこ取りに努めてきた。会員も戸惑いなく参加できる割合が多くなってきていると実感している。

事務局運営においてゼロベースから効率化・近代化を徹底して進めてきた。紙からPCへとシフトし、金銭管理もPC化・シンプル化・キャッシュレス化を徹底した。特に総務と経理を一体処理するよう事務処理の流れを全て見直してきた。担当役員と職員には多くの苦労をかけてきたが成果が実ってきている。大変革を断行してくれた役職員にはただただ頭が下がる思いである。

研修は司法書士業務の質を担保するため特に重要である。研修部が奮闘してくれたおかげで提供される研修素材は充実している。司法書士業界内の枠組みを超えて相互にオンライン研修が提供される機会が増加しており事務所に居ながらにして多種多様な研修を受けることができる。また、各支部において小規模集合研修の取り組みをしていただき研修会での会員交流も復活しつつある。

相談事業は電話無料相談を中心に展開している。総合相談センターや相続遺言相談センターによる相談件数は好調である。相談者にとっても月1・2回の相談会まで待つよりもタイムリーに相談できることはメリットであろう。電話無料相談を取り口として必要に応じて会員事務所での面談相談へ繋げることにより受託推進にも適う。相談件数は、令和2年度700件余、令和3年度100件余、令和4年度1300件余と右肩上がりの伸びを示している。

司法書士制度は令和4年8月3日で150年を迎えた。空き家・所有者不明土地問題が深刻化するなかで、相続・遺言を前面に押し出した広報を展開してきた。相続・遺言・成年後見・事業承継・家族信託・商業登記といった世代と世代の架け橋のツボを押さえているのが司法書士であり、今後も相続・終活の潮流は拡大するであろう。相続問題などを一般市民へわかりやすく伝える講師派遣事業は多角化を図ってきたがコロナ禍にあっては低調だった一方でじっくりと講演資料等の整備作業に勤しむことができた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年が経過したが、東電に対する損害賠償請求は今なお積み残されている。令和4年12月20日に発表された東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）が示すように補償不足も指摘されている。法テラスや被災自治体への相談員派遣に加え、原発事故による損害賠償請求に関する相談会を原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得て実施するなど原

発ADR申立支援の相談活動を展開してきた。また、東日本大震災・原子力災害伝承館（双葉町）と周辺被災地の視察研修を実施し生の現場に足を運ぶ大切さを改めて実感した。当会に設置した東日本大震災災害対策実施本部は令和4年度末をもって解散したが、有事から平時へとシフトする中で福島県の現状に対応する相談活動を平常運転していく。被災者支援の重要な拠点であるふたば災害復興支援事務所は本年度末をもって閉鎖予定であったが日本司法書士会連合会の支援のもとでさらに2年間存続が決定した。

本会の歩みと社会情勢の変化とを有機的に記録化して「福島県司法書士会史」を編纂するため設置した会史編纂室では名誉会長らを中心に原稿執筆を進めていただいている。

会務運営を支えていただいた会員の皆様、事務局職員、役員委員の皆様に深い感謝を申し上げます。